

# 「企業の公器性」をうたった社憲の精神

## 世界のグループ社員 2万3000人が 共有する企業文化

当社の社憲は、「われわれの働きで われわれの生活を向上し よりよい社会をつくりましょう」である。その意味は、企業は社会の公器であり、その使命は人類社会の進化発展に貢献するためにある。私たちは私たちの働きで、よりよい社会づくりに貢献していく。そして、その実践にあたって私たちは、事業活動で社会に貢献していく「経営の公器性」と、その得た利潤を社会に還元し地域社会の発展に貢献していく「社会の公器性」の二つの公器性の実践を進めていくことを宣言したものである。

この社憲は1956年、当社の創業者・故立石一真が「企業の使命は何か」を探求するなか、経済同友会が「経営者の社会的責任の自覚と実践」をテーマに企業の公器性を研究する活動と出会ったのを機に社内にその研究会を発足、その成果を59年、社憲として制定したものである。現在は、その社憲を最上位概念に、

「基本方針」「企業哲学」「経営理念」「行動理念」「企業のコンセプトワード」を加え再体系化し(図参照)、日常の経営および社員の業務執行における経営理念体系として、国内・国外を問わずオムロン・グループ全社2万3000人が共有する企业文化として定着している。

## 企業市民憲章、環境憲章、 規定マニュアル

また当社では、企業市民活動を推進する組織として91年、企業市民室を発足するとともに、その基本理念として「企業市民憲章」を、また、環境問題に取り組む専門部として環境推進室を発足するとともに「環境憲章」を制定、企業市民活動、環境保護に積極的な取り組みを進めている。また、オムロン社員としての行動指針として、独禁法、PL法、インサイダー取引防止規定、危機管理、人権保護などの諸規定をマニュアル化し、その徹底に努めている。なお今回、経団連の企業行動憲章を受けて、新たに新時代に対応する企業行動規範の策定を検討しているところである。

## ニューオムロンの理念体系

